

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和2年8月6日(木) 午前9時30分から

2 場 所 すみだりバーサイドホール イベントホール

3 日 程

## 議決事項

第1 議案第34号 令和3年度使用墨田区立中学校教科用図書採択について

第2 議案第35号 特別支援学級用教科用図書採択について

## 報告事項

第1 新型コロナウイルス感染症対策における連合行事の実施について(資料1)

議案第34号

令和3年度使用墨田区立中学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和2年8月6日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の発行者の中から採択する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和31年法律第182号）第13条及び14条の規定により、墨田区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要がある。

令和3年度使用墨田区立中学校教科用図書採択について

教科名		発行者名
国語	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社三省堂
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
書写	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社三省堂
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
社会 【地理的分野】	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	日本文教出版株式会社
社会 【歴史的分野】	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	株式会社山川出版社
	5	日本文教出版株式会社
	6	株式会社学び舎
	7	株式会社育鵬社
社会 【公民的分野】	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	日本文教出版株式会社
	5	株式会社自由社
	6	株式会社育鵬社
地図	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社帝国書院
数学	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
	6	数研出版株式会社
	7	日本文教出版株式会社

教科名		発行者名
理科	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
音楽 【一般】	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
音楽 【器楽】	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
美術	1	開隆堂出版株式会社
	2	光村図書出版株式会社
	3	日本文教出版株式会社
保健体育	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	株式会社大修館書店
	4	株式会社学研教育みらい
技術・家庭 【技術分野】	1	東京書籍株式会社
	2	教育図書株式会社
	3	開隆堂出版株式会社
技術・家庭 【家庭分野】	1	東京書籍株式会社
	2	教育図書株式会社
	3	開隆堂出版株式会社
外国語	1	東京書籍株式会社
	2	開隆堂出版株式会社
	3	株式会社三省堂
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
	6	株式会社新興出版社啓林館
道徳	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	光村図書出版株式会社
	4	日本文教出版株式会社
	5	株式会社学研教育みらい
	6	廣済堂あかつき株式会社
	7	日本教科書株式会社

議案第35号

特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和2年8月6日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり採択する。

(提案理由)

学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第139条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

## 特別支援学級用教科用図書採択について

### 1 採択の時期

墨田区立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに、墨田区教育委員会が採択する。

### 2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

#### (1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

#### (2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当でないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

#### (3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書（以下「一般図書」という）を使用することができる。

## 新型コロナウイルス感染症対策における連合行事の実施について

### 1 理由

区立小・中学校において実施する連合行事について、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえつつ、可能な限り実施する方向で検討した結果、以下のとおり、今後の実施方針を定めた。

本方針については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和2年7月21日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

### 2 実施方針

裏面のとおり

## 墨田区立学校における連合行事の実施について

### 1 連合行事の実施についての基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染防止のため、「3つの密」を避ける。
- (2) 参加人数は、会場の定員人数の半数以下となるように努める。
- (3) 規模の縮小、内容の変更等の感染症対策を講じる。

### 2 連合行事の実施の可否

#### (1) 連合陸上競技会

実施する。

- ・各学校の参加人数を例年の半分以下とする。

#### (2) 連合学芸会

中止する。

※大きな声でセリフを発したり、歌を歌ったりする活動であり、飛沫感染の防止が難しいため。

#### (3) 連合音楽会

中止する。

※合唱及び管楽器を使用した合奏を行う活動であり、飛沫感染の防止が難しいため。

#### (4) オーケストラ鑑賞教室

実施する。

- ・ホールの使用する客席を半分とするため、小学校は第6学年のみの参加とする。なお、中学校は予定どおり第2学年が参加する。
- ・児童・生徒の移動については、徒歩で会場へ行ける学校を除き、貸し切りバスを準備する。

#### (5) 特別支援学級合同球技大会

中止する。

※ボールを使った、生徒同士の接触を伴う活動であり、感染防止が難しいため。

#### (6) 連合展覧会

実施する。

- ・会場に多くの人が集まらないように、鑑賞者の人数を制限するなどの対策を講じる。